

華誠の法務ニュースレター

2020年04月 第14号

華誠の動向

華誠が IP STARS 2020 商標訴訟分野のランキングで上位獲得

立法の動向

市場監督管理総局が 2020 年立法作業計画を発表

知的財産権

証券監督管理委員会が科創板の科創属性の評価指標体系を公布

ネットワークと情報セキュリティ

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がアプリでの個人情報収集使用に関する自己評価指南について意見募集

金融と証券

国家発展改革委員会が企業債券の発行で全面的に登録制を実施

労務人事

人力資源と社会保障部：雇用者と労働者は合意の上で電子労働契約の締結が可能に

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長樂路989号世紀商貿広場26階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Webサイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街37号馬迪尔ビル18階A2室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路279号208室
郵便番号: 730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園B3-703室
〒: 264000
E-mail: gansu@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区馬場路16号富力盈盛広場(富力国際公館)A棟806室
電話: +86-13918284649

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林IFC、A座12B階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路9号5棟507室
電話: 0512-68431110



今期の内容

華誠の動向

華誠が IP STARS 2020 商標訴訟分野のランキングで上位獲得4

立法の動向

市場監督管理総局が 2020 年立法作業計画を発表5

知的財産権

証券監督管理委員会が科創板の科創属性の評価指標体系を公布6

国家知識産権局が「地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）」を公布6

国家知識産権局が「地理的表示の保護における通用名称判定指南」について意見募集6

ネットワークと情報セキュリティ

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がアプリでの個人情報収集使用に関する自己評価指南について意見募集7

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がアプリの個人情報セキュリティ予防を規範化7

金融と証券

国家發展改革委員会が企業債券の発行で全面的に登録制を実施8

労務人事

人力資源と社会保障部：雇用者と労働者は合意の上で電子労働契約の締結が可能に9

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠が IP STARS 2020 商標訴訟分野のランキングで上位獲得

最近、有名で権威ある知的財産権メディアの Managing IP が IP STARS 2020 年度商標業務ランキングを発表した。華誠は長期にわたる知的財産権分野での優れた業績と良い評判により、当該ランキングの商標訴訟分野のランキングで上位を獲得した。

IP STARS は世界の知的財産権法律事務所と従業者の権威ある専門ガイドである。Managing IP は 1994 年に第 1 回法律ガイドを発行し、その後 2013 年に当該ガイドを IP STARS ブランドに再設定した。IP STARS は世界で 80 を超える司法管轄区内の多数の知的財産権業務分野をカバーしており、知的財産権の専門家の中で評価されて認められ、総合的な法律ガイドとなった。

IP STARS リサーチチームは当該ランキングを発表する前に独自のリサーチを行い、公開情報（例えば、裁判所や知識産権局のデータ）と既存のデータを分析するとともに、各事務所の専門度、業務件数、市場の評判、クライアントのために勝ち取った有利な結果、及び特定分野での特別な強みなどを総合的に評価し、最終的に各分野の順位を確定した。



市場監督管理総局が 2020 年立法作業計画を発表

最近、国家市場監督管理総局は「2020 年立法作業計画」（以下、「計画」という）を制定して発表した。

「計画」には「市場監督管理の重点業務をしっかりと中心にして、科学的かつ合理的に立法項目を手配する」などの 3 つの内容が含まれている。そのうち、「計画」では、独占禁止法、製品品質法、商事登録条例などの法律、行政法規の審議稿を 7 部起草する予定であること、企業名登録管理実施弁法、企業公示情報抜取検査暫定弁法、事業者結合審査暫定規定などを含む部門規章 48 部を制改定する予定であること、また、特許法改正の審議作業や、企業名登録管理規定、個人工商主体条例、医療機器監督管理条例などの制改定作業に引き続き協力して遂行することを明確にしている。

国家市場監督管理総局 より



国家知識産権局が「地理的表示の保護における通用名称判定指南」について意見募集

このほど、国家知識産権局は「地理的表示の保護における通用名称判定指南（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会の各界に向けて意見を求めた。意見フィードバックの締切は5月9日までとなっている。

「意見募集稿」では、保護を申請する予定の地理的表示は中国で通用名称であってはならないと規定している。組み合わせた名称という形式で地理的表示を申請するとき、組み合わせた名称における単独の構成要素が通用名称である、または変化して通用名称になる場合、当該部分は地理的表示の保護を受けない。また、「意見募集稿」では、地理的表示に関する通用名称が成立しているかどうかを判定する際には、「名称が中国の法律法規、国家標準または業界標準などの規範の中で、製品の特定の種類、類別として使用されている場合」など5つの要素を総合的に考慮しなければならないことを指摘している。「意見募集稿」では更に、地理的表示保護の公告または行政裁決の結論を出す時は、「意見募集稿」第5条の規定に従って、組み合わせた名称において保護されない部分を公示することを明確にしている。

国家知識産権局 より

国家知識産権局が「地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）」を公布

国家知識産権局はこのほど、「地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）」（以下、「弁法」という）を制定公布し、公布日から施行された。

「弁法」によると、地理的表示の専用標識の合法的な使用者には、「公告により地理的表示製品専用標識の使用を許可された生産者」など4種類の主体が含まれる。地理的表示専用標識の合法的な使用者は信義誠実の原則を遵守し、「関連基準、管理規範及び使用管理規則に従って地理的表示製品の生産を手配する」などの3つの義務を履行しなければならない。また、「弁法」では、地理的表示専用標識の合法的な使用者が相応の基準、管理規範または関連する使用管理規則に従わずに生産を手配した場合、または2年以内に地理的表示保護製品に専用標識を使用しなかった場合、知的財産権管理部門がその地理的表示専用標識の使用資格を停止するよう要求している。また、「弁法」では、関わっている元々の地理的表示専用標識の使用移行期間を2020年12月31日までと規定している。2020年12月31日までに生産された、元の標識を使用した製品は、引き続き市場に流通させることができる。

国家知識産権局 より

証券監督管理委員会が科创板の科創属性の評価指標体系を公布

中国証券監督管理委員会はこのほど、「科創属性評価ガイド（試行）」（以下、「ガイド」という）を発行し、公布日から施行された。

「ガイド」では、科創属性の企業の内包と外延を明確にし、科創属性の具体的な評価指標体系を打ち出した。

科創属性の評価指標体系には、3つの一般指標と5つの例外条項を含む「一般指標＋例外条項」の構造を採用している。そのうち、3つの一般指標はそれぞれ「研究開発投入金額または研究開発投入が売上高に占める比率」、「発明特許」、「売上高または売上高の複合成長率」である。上記3つの指標は主に企業の研究開発への投入、成果産出と成果産出の企業経営に対する実際の影響を重点的に反映しており、企業の研究開発への投入、産出及び技術的スキルを割と全面的に推し量ることができる。「ガイド」によると、企業が3つの一般指標を同時に満たす場合、即ち科創属性があると見做してよい。3つの一般指標を同時に満たしていなくても、5つの例外条項のいずれか1つを満たす場合には、科創属性があると見做してよい。

中国証券監督管理委員会 より



全国情報セキュリティ標準化技術委員会がアプリでの個人情報収集使用に関する自己評価指南について意見募集

このほど、全国情報セキュリティ標準化技術委員会秘書処は「ネットワークセキュリティ標準実践指南—モバイルインターネットアプリ（App）個人情報収集使用自己評価指南（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を発行し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」では以下の6つの評価ポイントを規定している。一、個人情報を公開で収集・使用するか否かの規則。二、個人情報の収集・使用目的、方式と範囲を明示するか否か。三、個人情報の収集・使用にユーザーの同意を得るか否か。四、提供するサービスに直接関係する個人情報だけを収集するという必要原則を遵守するか否か。五、同意なしに他人に個人情報を提供するか否か。六、法律の規定に基づき、個人情報の削除若しくは訂正機能を提供するか否か、またはクレーム、通報の方法などの情報を公開する否か。「意見募集稿」では、以上の6つの評価ポイントの具体的な状況をさらに明確にしており、例えば、評価ポイント1にはプライバシーポリシーなどの収集利用規則があるか否かなど6つの状況が含まれている。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がアプリの個人情報セキュリティ予防を規範化

このほど、全国情報セキュリティ標準化技術委員会秘書処は「ネットワークセキュリティ標準実践指南—モバイルインターネットアプリ（App）個人情報セキュリティ予防ガイド（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を作成し、社会に向けて意見を求めた。意見フィードバックの締切は4月13日までであった。

「意見募集稿」では、範囲を超えた収集、取消不能又は不合理な取消条件の設定、強制的な紐付けによる授権など10の問題の具体的な状況とそれらに対応する予防策を規定している。そのうち、「意見募集稿」では、アプリが範囲を超えて個人情報を収集する問題の状況には、無関係な情報の収集、必要でない情報の強制収集、収集頻度の不合理などが含まれるが、これらに限らないことを明確にしている。また、当該問題の予防策には、「アプリが提供するサービスとは関係ない個人情報を収集しない、アプリが提供するサービスとは関係ないシステムの権限を申請しない（即ち、ユーザが拒否を選択できる）」「最小権限の原則に従い、アプリの業務機能に直接関連する個人情報タイプ／システムの権限のみを収集／申請する」など7つの方法が含まれるが、これらに限らない。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より

中国証券監督管理委員会が「証券先物市場監督管理措置実施弁法」について意見募集

最近、中国証券監督管理委員会は「証券先物市場監督管理措置実施弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を募集した。意見フィードバックの締切は4月26日までであった。

「意見募集稿」の主な内容には下記のものが含まれている。

- 一、監督管理措置の種類及び設定を明確にした。
- 二、監督管理措置の適用範囲を明確にした。
- 三、監督管理措置を実施する共通の手順を明確にした。
- 四、各種の監督管理措置の具体的な実施手順を明確にした。

監督管理措置の決定を出す上での要求を明確にした。「意見募集稿」には一般的な監督管理措置のタイプが16種類明記されており、かつ「法律、行政法規、規章に規定されているその他の監督管理措置」を包括するものとし、同時に証券監督管理委員会の規章以外の規範的文書には監督管理措置を設定してはならないと要求している。また、「意見募集稿」では、監督管理措置の実施に際しては十分な証拠、根拠がなければならず、一部の監督管理措置を行う場合には、事前告知の手順を踏むべきであると要求しており、尚且つ関係主体に通報してもよいとしている。

中国証券監督管理委員会 より

財政部がPPPプロジェクトの成果管理操作ガイドを発行

最近、財政部は「政府と社会資本の連携（PPP）プロジェクトの成果管理操作ガイド」（以下、「ガイド」という）を発行した。公布日から30日後に施行される。

「ガイド」にはPPPプロジェクトの成果目標と成果指標管理、PPPプロジェクトの成果モニタリング、PPPプロジェクトの成果評価等の6章が含まれており、政府による支払い、事業収益補助及び使用者による支払いという項目を含めた全てのPPPプロジェクトに適用される。「ガイド」では、PPPプロジェクトの成果目標には総体成果目標と年次成果目標が含まれていることや、PPPプロジェクトの成果目標には見込まれるアウトプット、期待効果及びプロジェクト管理等の内容を含めるべきであることを明確にしている。同時に「ガイド」では、プロジェクトの実施機関は、プロジェクト契約書の約定に基づいて定期的にPPPプロジェクトの成果モニタリングを行い、プロジェクト会社（社会資本）は日常の成果モニタリングを担当することや、PPPプロジェクトの成果モニタリングには通常、目標の実現度、目標の保障措置、目標の偏差及び調整の状況などを含めるよう求めている。

財政部 より

国家發展改革委員会が企業債券の発行で全面的に登録制を実施

国家發展改革委員会はこのほど、「企業債券の発行における登録制の実施に関する事項についての通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」には以下6つの部分の内容が含まれている。

- 一、企業債券の発行には全面的に登録制を実施する。
- 二、企業債券の発行条件を明確にする。
- 三、情報開示要求と仲介機関の責任を強化する。
- 四、省級の發展改革部門の監督管理の職責を着実に実施する。
- 五、関係部門との協調協力を強化する。
- 六、新旧制度を着実に繋ぐ。そのうち、「通知」では、企業債券の発行を認可制から登録制に変更することや、国家發展改革委員会は企業債券の法定登録機関であり、企業債券の発行は法に基づき国家發展改革委員会を通じて登録しなければならないことを明確にしている。また、「通知」では、企業債券の発行者は健全かつ運行が良好な組織機構を備えていなければならない、直近3年間の平均配当可能利益が企業債券の1年間の利息の支払いに足りることなどの条件を規定している。また、「通知」では、情報開示を中心とした登録制監督管理の理念を確立し、発行者が情報開示の第一責任者であることを明確にするよう要求している。

国家發展改革委員会 より

人力資源と社会保障部：雇用者と労働者は合意の上で電子労働契約の締結が可能に

最近、人力資源と社会保障部弁公庁は「電子労働契約の締結に関する問題についての書簡」を公布した。

当該書簡によると、北京市人力資源と社会保障局の「疫病予防コントロール期間における労働契約の管理電子化作業の展開についての伺い書」を受け取って検討した結果、下記のように返答した。

雇用者と労働者が合意した場合、電子形式で書面の労働契約を締結することができる。

電子形式で労働契約を締結する場合は、電子署名法などの法律法規に適合した書面の形式と見なせるデータ電文及び信頼できる電子署名を使用するものとする。

雇用者は電子労働契約書の作成、伝送、保存等において「電子署名法」などの法律法規の要求を満たすことを保証し、電子労働契約書の完全性と正確性を確保し、改竄されないように確実に保証しなければならない。

労働契約法の規定と上記要求に適合する電子労働契約書は、締結すれば即法的効力が生じ、雇用者と労働者は電子労働契約書の約定に従って、各自の義務を全面的に履行するものとする。

人力資源と社会保障部 より